

第4次地域管理経営計画書

第4次国有林野施業実施計画書

(若狭森林計画区)

(第二次変更計画書)

計画期間 $\left[\begin{array}{l} \text{自 平成25年4月 1日} \\ \text{至 平成30年3月31日} \end{array} \right]$

(変更年月 平成27年3月)

近畿中国森林管理局

目 次

〔地域管理経営計画書〕

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(4) 主要事業の実施に関する事項	1

〔国有林野施業実施計画書〕

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごと の伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	2
(4) 伐採総量	2
4 治山に関する事項	3

第4次地域管理経営計画書（若狭森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第6条第9項に基づき地域管理経営計画の一部を次のように変更します。
なお、本変更計画は、平成27年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、森林整備のための間伐計画を変更します。

【変更する内容】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(4) 主要事業の実施に関する事項

イ 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

(ア) 伐採総量

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
山地災害防止タイプ	—	<u>(62)</u> <u>5,536</u>	<u>5,536</u>
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	(8) 181	181
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	1,286	<u>(278)</u> <u>26,948</u>	<u>28,234</u>
計	1,286	(348) <u>32,665</u>	[3,500] <u>33,951</u>

注：1 () は、間伐面積

2 [] は、搬出等に伴う支障木、マツクイムシの被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量で外書

第4次国有林野施業実施計画（若狭森林計画区）の変更について

国有林野管理経営規程第14条第2項に基づき国有林野施業実施計画の一部を次のように変更します。

なお、本変更計画は、平成27年4月1日から効力を有します。

【変更理由】

伐採計画について、森林整備のための間伐計画を変更します。

また、保安林の機能を強化するため治山に関する計画を変更します。

【変更する内容】

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(4) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)のイの(ア)）

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	(62.38) 5,536	5,536				
自然維持タイプ	—	—	—				
森林空間利用タイプ	—	(7.67) 181	181				
快適環境形成タイプ	—	—	—				
水 源 涵 養 タ イ プ	天 然 林	—	418	418			
	複 層 林	—	—	—			
	長 伐 期	—	26,455	26,455			
	分 散 伐 区	—	—	—			
	施業群設定外	1,286	75	1,361			
	小 計	1,286	(277.98) 26,948	28,234			
合 計	1,286	(348.03) 32,665	33,951	3,500	37,451	—	37,451
年 平 均	257	(70.54) 6,584	6,841	700	7,541	—	7,541

注：「間伐」欄の()は、間伐面積

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計		
敦 賀 市	—	(140.01) <u>11,515</u>	<u>11,515</u>				
小 浜 市	—	(36.13) 3,752	3,752				
お お い 町	1,286	(153.49) 15,199	16,485				
若 狭 町	—	(18.40) 2,199	2,199				
合 計	1,286	(348.03) <u>32,665</u>	<u>33,951</u>	3,500	<u>37,451</u>	—	<u>37,451</u>

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

2 「間伐」欄の()は、間伐面積

4 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：山地治山箇所、保安林整備等 ha)

位 置 (国有林・林班)	区 分	工 種	計 画 量	備 考
一ツ谷 101 野鹿谷 228 北清水 271	山地治山	溪間工	3	
黒河山 127		山腹工	1	
計			4	
松原 171	防災林整備	その他	0.10	
一ツ谷 102、104～108 池河内 217 野鹿谷 228、230 松原 171 黒河山 154 西ノ谷 207、208	保安林整備	本数調整伐	<u>109.71</u>	
計			<u>109.81</u>	